三田市職員の特殊勤務手当条例新旧対照表

現行					改正案				
第1条~第4条 省略						第1条~第4条 省略			
別表(第2条関係)						別表(第2条関係)			
	種類	支給範囲	支給額		種類	支給範囲	支給額		
		省略				省略			
	行旅病人 等措置手		病人(1 件) 550 円		行旅病人 等措置手	行旅病人又は行旅死亡人の収容に従事したとき	病人(1 件) 550 円		
	当		死亡人(1 体) 1,100円		当		死亡人(1 体) 1,100円		
		上記に併せて精神衛生業務に従事したとき	病人(1 件) 1,0 00 円			上記に併せて精神衛生業務に従事したとき	病人(1 件) 1,0 00 円		
		クリーンセンターに勤務する職員でごみ若しく はし尿の収集・処理業務に直接従事したとき又は							
		クリーンセンターに勤務する技術職員で炉の保 守点検業務に従事したとき							
	クリーン センター	クリーンセンターに勤務する作業長及び副作業 長	月額 5,500円						
	作業長手 <u>当</u>								
	センター		月額 3,300円						
	班長手当					t/Amts			
	省略				省略				
	消防夜間 特殊業務 手当		1回 500円 ただし、深夜の 勤務時間が 5時 間以上の場合は 700円		消防夜間 特殊業務 手当	消防職員が深夜の勤務に従事したとき	1回 500円 ただし、深夜の 勤務時間が 5 時 間以上の場合は 700円		
		市の主催する行事で任命権者が定める業務に従 事する職員							

	<u>額</u>	ĺ			
省略			省略		